

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定期的な業務又は補助的な業務を行う職務	32	6.3	主事 技師	25 7	166	32.6	主事級
2級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職務	134	26.3	主事 技師 専門員 再任用	100 9 2 23			
3級	主任及びこれに相当する保育士の職務又は規則で定める職務	119	23.3	主任 再任用	102 17	119	23.3	主任級
4級	係長、主査及び主任保育士の職務又は規則で定める職務	114	22.4	係長 主査 再任用	87 24 3	114	22.4	係長級
5級	課長補佐、室長補佐及び所長補佐の職務又は規則で定める職務	18	3.5	課長補佐 室長補佐	16 2	18	3.5	課長補佐級
6級	政策主幹、消防次長、消防署長、室長、課長、所長、議会事務局次長、主幹、副室長、副課長及び副所長の職務又は規則で定める職務	78	15.3	消防次長 消防署長 室長 課長 所長 館長 分署長 主幹 副室長 副課長	1 1 3 50 1 1 2 5 1 13	78	15.3	課長級
7級	部長、消防長、議会事務局長、参事及び次長の職務又は規則で定める職務	15	2.9	部長 消防長 議会事務局長 参事	9 1 1 4	15	2.9	部長級
8級	理事及び技監の職務又は規則で定める職務	0	0.0	—	0	0	0.0	理事級
合計		510	100.0					

※ 職員数には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含む

教育職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	助教諭の職務又は規則で定める職務	0	0.0	—	0	0	0.0	主事級
2級	副園長、副所長、主任教諭、主任保育教諭、主任保育士、教諭、保育教諭、保育士及び指導主事の職務又は規則で定める職務	26	83.9	教諭等 主任教諭等 主査(指導主事) 再任用	13 10 2 1	26	83.9	主事級 主任級 係長級 課長補佐級
3級	園長及び所長の職務又は規則で定める職務	5	16.1	園長 所長 主幹(指導主事)	3 1 1	5	16.1	課長級
合計		31	100.0					

※ 教諭等には保育教諭及び保育士を、主任教諭等には主任保育教諭及び主任保育士を含む

技能労務職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能職員の職務 2 労務職員の職務	0	0.0	—	0	12	38.7	主事級
2級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 高度の経験を必要とする労務職員の職務	12	38.7	技能員 再任用	1 11			
3級	1 特に高度の技能又は経験を必要とする技能主任の職務 2 業務の内容、責任、必要な知識、経験等からみて前号と同程度と認められる職務	6	19.3	技能主任 校務員 再任用	4 1 1	6	19.3	主任級
4級	1 数名の技能労務職員を直接指揮する班長の職務 2 所掌する職務の性質、その職務の遂行に必要な知識又は経験からみてその職務の内容、責任等が前号の職務と同程度と認められる職務	10	32.3	班長 主任校務員	9 1	10	32.3	係長級
5級	1 相当数の技能労務職員を直接指揮監督する主任班長の職務 2 所掌する職務の内容、責任等が前号の職務と同程度と認められる職務	3	9.7	主任班長	3	3	9.7	課長補佐級
6級	1 相当数の技能労務職員を指揮監督する技能長の職務 2 所掌する職務の内容、責任等が前号の職務と同程度と認められる職務	0	0.0	—	0	0	0.0	課長級
合計		31	100.0					